

鹿児島県気候変動適応センター設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき，鹿児島県における気候変動適応を推進するため，気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として，「鹿児島県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 センターの実施主体は，鹿児島県とする。

(設置)

第3条 センターは，鹿児島県環境保健センター（以下「環境保健センター」という。）に設置する。

(業務内容)

第4条 センターは，気候変動，気候変動影響及び気候変動適応に関する以下の業務を行う。

- (1) 情報の収集，整理，分析及び提供並びに技術的助言
- (2) 情報の発信
- (3) 関係機関間における情報共有
- (4) 前3号に掲げるもののほか，鹿児島県における気候変動適応を推進するために必要な業務

(組織)

第5条 センターに，センター長，副センター長及びセンター職員を置く。

2 センター長は，環境保健センター所長を充てるものとし，センターを総括する。

3 副センター長は，環境保健センター副所長兼環境保健部長を充てるものとし，センター長を補佐する。

4 センター職員は，センター長が指名する環境保健センター職員とする。

(事務局)

第6条 センターの事務を処理するため，環境保健センター内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，センターの運営等に関して必要な事項は，センター長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和2年7月30日から施行する。